

(令和元年9月1日現在)

# 学校法人大谷学園寄附行為

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この法人は、学校法人大谷学園と称する。  
第 2 条 この法人は、事務所を大阪市阿倍野区共立通2丁目8番4号に置く。

## 第 2 章 目的及び設置する学校

- 第 3 条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い学校教育及び保育を行い、仏教信念を基礎として「報恩感謝のこころ」を育み、社会に有為な人材を育成することを目的とする。
- 第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
- |               |        |                    |
|---------------|--------|--------------------|
| (1) 大阪大谷大学    | 大学院    | 文学研究科<br>薬学研究科     |
|               | 文学部    | 日本語日本文学科<br>歴史文化学科 |
|               | 教育学部   | 教育学科               |
|               | 人間社会学部 | 人間社会学科<br>スポーツ健康学科 |
|               | 薬学部    | 薬学科                |
| (2) 大谷高等学校    | 全日制課程  | 普通科                |
| (3) 東大谷高等学校   | 全日制課程  | 普通科                |
| (4) 大谷中学校     |        |                    |
| (5) 大谷さやまこども園 |        |                    |

## 第 3 章 役員及び理事会

- 第 5 条 この法人には次の役員を置く。
- |         |         |
|---------|---------|
| (1) 理 事 | 9名乃至12名 |
| (2) 監 事 | 2名乃至3名  |
- 第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
- |                                      |
|--------------------------------------|
| (1) 学園長                              |
| (2) 大阪大谷大学の学長                        |
| (3) 評議員のうちから、評議員の互選によって定められたる者2名乃至3名 |
| (4) 理事の過半数の議決をもって選任された者5名乃至7名        |
- 2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、学園長、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

第 7 条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の3分の2以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

第 8 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第 9 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第 10 条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第 11 条 学園長は、各学校園を統督する。学園長は、創立意志継承者のうちより理事会において選任する。

第 12 条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって、評議員会の意見を聞いて、理事長が選任する。

第 13 条 役員（第6条第1項第1号及び第2号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。）の任期は4年とする。但し欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行なう。

第 14 条 学校法人の業務の決定は、理事会によって行なう。

2 理事会は理事をもって組織する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。但し理事長は、理事総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長とする。

第 15 条 理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合並びに第34条及び第35条に規定する場合を除くほか、理事総数の過半数の出席をもって、理事会は成立するものとし、出席理事の過半数で議決する。可否同数のときは、議長の決定するところによる。

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する場合、理事会の議決を要する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第 17 条 監事は次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

#### 第 4 章 評議員会及び評議員

第 18 条 評議員会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他職員を含む。）の内から選任される者 4 名乃至 6 名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者の内から選任される者 2 名乃至 4 名
- (3) この法人の理事長
- (4) 理事長以外の理事のうちから選任される者 3 名乃至 4 名
- (5) この法人に関係ある学識経験者 9 名乃至 10 名

第 19 条 評議員会は理事長が招集し、評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。

第 20 条 評議員会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年 3 月及び 5 月に招集する。
- 3 臨時会は、必要の都度これを招集する。

第 21 条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 合併
- (4) 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由に因る解散
- (5) その他学校法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの

第 22 条 第 18 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に規定する評議員は、理事会において選任する。

2 第 18 条第 4 号に規定する評議員は、理事の互選で定める。

第 23 条 評議員（第 18 条第 3 号の規定により評議員となる者を除く。この条中以下同じ。）の任期は 4 年とする。但し欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第 24 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決を得て、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

## 第 5 章 資産及び会計

第 25 条 この法人の資産は、次の通りとする。

(1) 別紙財産目録記載の財産

(2) 授業料、入学金及び試験料

(3) 資産から生ずる果実

(4) 寄附金品

(5) その他の収入

第 26 条 この法人の資産は、これを分かつて基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産及び運用財産の区分は、私立学校法施行規則第 2 条第 6 項の規定に基づき別紙財産目録の区分に従うものとする。

3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

第 27 条 基本財産中の不動産は、これを処分してはならない。但しこの法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、その一部に限り、これを処分することができる。

第 28 条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは銀行預金として、理事長が保管する。

第 29 条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産をもって支弁する。

第 30 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前理事長において編成し、理事会の議決を要する。

第 31 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

第 32 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、及び第 17 条第 3 号の監査報告書を本部事務局に備えて置きこの法人の設置する各学校園に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第 33 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

## 第 6 章 解 散

第 34 条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属すべき者には他の学校法人その他教育の事業を行なう者のうちから、理事会及び評議員会の各 3 分の 2 以上の議決によりこれを定める。

2 前項による解散にあつては文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第 7 章 寄附行為の変更

第 35 条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上で、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 8 章 公告の方法その他

第 36 条 この法人の公告は、大阪大谷大学及び大谷高等学校掲示場に掲示して行う。

第 37 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1. 昭和 41 年 1 月 25 日変更認可
2. 昭和 44 年 2 月 10 日変更認可
3. 昭和 44 年 8 月 5 日変更認可
4. 昭和 45 年 7 月 8 日変更認可
5. 昭和 50 年 3 月 25 日変更認可
6. 昭和 51 年 4 月 8 日変更認可
7. 平成元年 3 月 14 日認可のこの寄附行為は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
8. 平成 3 年 12 月 20 日認可のこの寄附行為は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
9. 平成 4 年 4 月 3 日認可のこの寄附行為は、平成 4 年 4 月 3 日から施行する。
10. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 7 月 28 日）から施行する。
11. (大谷女子大学の国文学科、英文学科、幼児教育学科の存続に関する経過措置)  
大谷女子大学の国文学科、英文学科、幼児教育学科は改正後の寄附行為第 4 条 1 号の規定にかかわらず平成 12 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
12. 平成 13 年 3 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
13. (大谷女子短期大学の家政学科および英語英文学科の存続に関する経過措置)  
大谷女子短期大学の家政学科および英語英文学科は改正後の寄附行為第 4 条 2 号の規定にかかわらず平成 13 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
14. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 14 年 7 月 30 日）から施行する。
15. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 15 年 3 月 31 日）から施行する。
16. この寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。
17. (大谷女子大学の文学部教育福祉学科の存続に関する経過措置)  
大谷女子大学の文学部教育福祉学科は改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
18. この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。
19. (大谷女子大学の文学部英語英米文学科の存続に関する経過措置)  
大谷女子大学の文学部英語英米文学科は改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、

平成17年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

20. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

21. この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

22. この寄附行為は、平成20年4月1日から改正施行する。

23. この寄附行為は、平成24年4月1日から改正施行する。

24. （大阪大谷大学の教育福祉学部教育福祉学科の存続に関する経過措置）

大阪大谷大学の教育福祉学部教育福祉学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

25. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年10月17日）から改正施行する。

26. この寄附行為は、平成26年4月1日から改正施行する。

27. （大阪大谷大学の文学部文化財学科の存続に関する経過措置）

大阪大谷大学の文学部文化財学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

28. この寄附行為は、平成27年4月1日から改正施行する。

29. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月25日）から改正施行する。

30. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年12月27日）から改正施行する。

31. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から改正施行する。

32. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成31年4月1日）から改正施行する。